

# 居宅介護支援に関する重要事項説明書

当事業所が、利用者様に提供するサービスは以下の通りです。

## 1. 事業所の概要

### ① 名称

事業所名	東生駒病院居宅介護支援事業所
所在地	生駒市辻町 4 番 1 号
介護保険事業所番号	2970900193

### ② 職員体制

	資格	人員
管理者	主任介護支援専門員	1名（常勤）
介護支援専門員	介護支援専門員	4名（常勤）
事務員		1名（常勤）

### ③ サービス提供地域

生駒市、奈良市の一部

### ④ 営業時間

- 月曜日～金曜日（午前8時40分～午後5時20分）
- 土曜日（午前8時40分～午後12時30分）  
日曜日、祝日、12月30日～1月3日は休みとさせていただきます。
- 営業時間外につきまして、代表番号0743-75-0011までご連絡をいただければ、担当させていただく介護支援専門員へ24時間連絡を取ることが可能となっております。

### ④ 提供するサービスの内容

- 居宅サービス計画の作成
- 在宅サービス提供事業者との連絡調整
- サービス実施状況の把握、評価
- 利用者状況の把握
- 給付管理
- 要介護認定等の申請に対する協力、援助
- 相談業務

### ⑤ 特定事業所加算（II）

## 2. サービス提供事業者等の選定

居宅サービス計画は、ご利用者の希望に基づいて作成されるものから、居宅サービス計画へのサービス提供事業者の位置づけにあたっては、全ての提供サービスについて複数の居宅サービス提供事業所等を紹介し、特徴や利便性などを説明した上で選定していただけるように努めます。

居宅サービス計画の作成にあたっては、ご利用者から介護支援専門員に対し、複数の居宅サービス事業所等の紹介や事業所等の選定理由の説明を求めることが可能です。

## 3. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

- 当事業所の介護支援専門員が利用者様の状況把握のため、居宅に訪問する頻度はおおむね1ヶ月に1回となります。
- 職員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- 利用者様の状況変化など必要に応じ、本人および家族様同席にてサービス担当者会議を開催いたします。

#### 4. 秘密の保持と個人情報の保護について

- ① 事業者及び事業者の使用者は、支援提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に洩らしません。この秘密を保持する義務は、契約終了後も継続します。
- ② 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者及びその家族の個人情報を用いません。また事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

#### 5. 緊急時等の対応

サービス提供にあたり、体調の急変等が生じた場合は事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、市役所等に連絡します。

#### 6. 事故発生時の対応

サービス提供にあたって事故が発生した場合には、速やかにご利用者の家族、市役所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

前項において、事故によりご利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかにご利用者の損害を賠償します。但し、事業者に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。

#### 7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること
- ② 虐待防止のための指針を整備すること
- ③ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

#### 8. 相談窓口、苦情対応

当事業所が提供するサービス内容・苦情についてのご相談は以下の窓口までお申出ください。

東生駒病院居宅介護支援事業所 0743-71-8085 (1項に記載の営業時間内)

上記営業時間以外に関しましては、東生駒病院 0743-75-0011 にお願いします。

相談窓口責任者 玉城 由美

また下記の公的機関にも苦情申出できます。

生駒市介護保険課 0743-74-1111 (土日祝を除く9:00~17:15)

奈良県医療・介護保険局介護保険課 0742-27-8532 (土日祝を除く9:00~17:00)

奈良県国民健康保険団体連合会 0120-21-6899 (土日祝を除く9:00~17:00)

ご利用者様からの苦情、問題提起に対しましては迅速に対応しその改善策の提示と関係者間の調整を行い、解決策を講じたのち、苦情処理記録を文書にして保管いたします。

提供したサービスに関して、国民健康保険団体連合会、又、市町村からの文書の提出・提示の求め、質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するとともに、指導または助言を得た場合、それに従い必要な改善を行います。ご利用者またはご家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取り扱いをすることはありません。